令和5年 5月　No.318

愛知県行政書士会報

愛知

■開発許可申請等に関する研修会
■令和4年度第2回新入会員基礎研修会
■名古屋出入国在留管理局管轄県会員を対象とした研修会

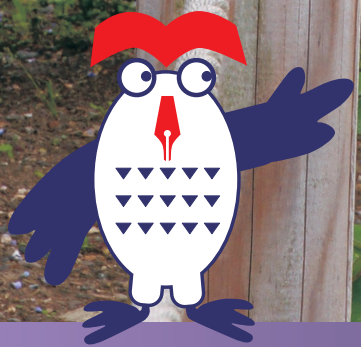

愛知県行政書士会キャラクター
コノハくん

愛知県行政書士会　http://www.aichi-gyosei.or.jp

曼陀羅寺公園の藤

目次

人生100年時代に行政書士が社会に貢献していくために！……愛知県行政書士会　常務理事　平松　里香… 1
開発許可申請等に関する研修会…… 2
令和４年度第２回新入会員基礎研修会…… 2
名古屋出入国在留管理局管轄県会員を対象とした研修会…… 3
令和４年度行政書士仕事説明会…… 4
「農地法許可の申請代理の注意点」及び「分家住宅に係る都市計画法手続き等の審査情報」に関する研修会… 4
私法部初心者向け研修会…… 5
特定行政書士ブラッシュアップ研修会…… 6
面会交流をめぐって（上）……南山大学法学部教授　伊藤　司… 7
お知らせコーナー　一般倫理研修　受講のご案内……10
VOD研修受講の流れ ……11
ライブラリ研修動画一覧……12
ライブラリ研修申込書……14
業務相談会のお知らせ……15
業務相談会申込書……16
会員訪問記（新城支部　柿野　さと恵会員）……会報委員　鈴木　達也…17
支部だより……18
事務局だより……27
会員の動向　新規登録入会者の紹介　他……30
コスモスあいちコーナー……36
あとがき……37

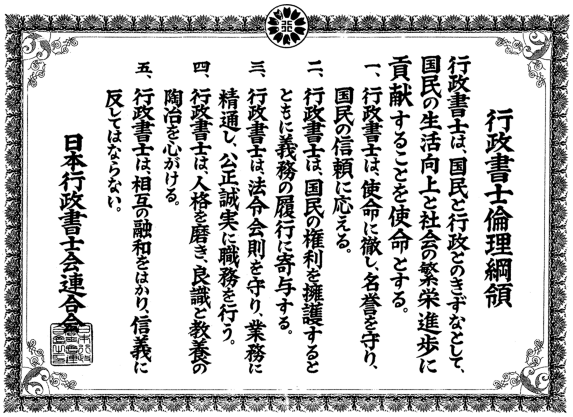

人生100年時代に行政書士が社会に貢献していくために！

常務理事　平松　里香

今年、３月に総務省自治行政課長より各都道府県行政書士担当部へ「行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことは、行政書士法第１条の２、第１条の３及び第13条の６第１号並びに行政書士法施行規則第12条の２第４号の規定に照らして支障がないものと考えますので、その旨周知ねがいます。」との通知がなされました。これまで、財産管理業務及び成年後見人等業務は、行政書士業務であるという総務省見解を受けた認識の下、相続財産調査、遺言書作成における財産目録作成等、成年後見業務に取り組んできましたが、しかし実務の現場において金融機関や裁判所から当該業務の根拠が不明確であるとの指摘をうけ、金融機関では、相続手続きについて行政書士業務でないと言われた経験をした会員もいます。更に成年後見人業務については、裁判所より選任されにくいなど本当に悔しい思いをしています。このような状況の中、本通知は、この業務に取り組んでいる我々にとって、明るい光となります。この総務省通知に際してご奮闘されました日行連、政連の皆様に心より感謝申し上げます。

当会では、２年前から民事法務業務部の必要性が高まり国際・私法部より独立をして私法部が誕生しました。業務分掌規則によると私法部は、民事法務関係業務、社会貢献活動に関する事項をつかさどることとされており、具体的に主な業務として相続手続き、遺言書作成起案、成年後見業務などです。この民事法務業務に取り組むのに大変重要なポイントは、民法を中心とした法令の知識を絶えずアップデートしておくこと、その上で、高い倫理観と、心から寄り添う気持ちで臨むことです。遺言書作成の相談にみえる方は、誰に何を残したいのか、その想いに寄り添いながら起案していきます。自分が亡き後は、息子たちが争いにならないようにしたい、子供のころ戦争中でつらい経験をしてきたから、支援の必要な子供達へ遺贈したい、などその想いどおり実現可能にするため、遺言書の起案をします。後に遺言書を作成して良かったと草葉の陰から微笑んでもらえるよう支援しています。遺言書作成をきっかけに任意後見契約、死後事務委任契約をすることもあります。これからは、行政書士業務として財産管理及び成年後見人業務を行うことができると広く周知されていけば、行政書士が幅広く支援していくことができます。今後は、認知症高齢者が700万人と推定されており、必要となる成年後見人等の担い手として行政書士が社会へ貢献していくことが使命となります。又、同時に相続財産管理人及び不在者財産管理人のニーズも高まってくると予想されます。

現在、コスモスあいち支部長として会員の後見人等受任調整も行っておりますが、推薦依頼件数も年々増加してきております。今後、行政書士の受任件数が増え、裁判所の信頼が得られれば、総合的に行政書士として民事法務業務においての発展していくことになると思います。次の課題としては、後見人は、その方の人生を背負うものだと入会前研修で学びましたが、人生100年時代を背負う側も長くなると息切れしてきます。行政書士が社会に貢献していく為には、多くの仲間とともにリレー方式でバトンを次の後任に渡せるよう体制を整えていく必要があります。行政書士がその業務における知識と経験を重ね、後任へしっかりと伝授していきたいと考えています。人生100年時代に、我々地域社会に密着して活動している行政書士が、地域の方々を最期まで支えいけるようになることを使命とし私も日々、地道な活動を続けていきたいと考えています。

開発許可申請等に関する研修会

土地利用部　稲垣　勝康

日　時　令和５年１月27日㈮
　　午後２時～４時
場　所　愛知県行政書士会　３階会議室
参加者　４名　　ライブ視聴者数　71名

今回は都市計画法に関する研修会を開催しました。第１部は「宅地分譲開発許可申請の基礎」をテーマに土地利用部の青山貴洋委員に講師を務めていただきました。

開発許可基準の解説と同時に実務経験談を交えた注意すべき点、開発に伴う近隣への配慮・対応等、今後の実務に直結する内容で講師を務めていただきました。

第２部は「愛知県開発審査会基準第17号（既存宅地）の許可申請の基礎」をテーマに土地利用部の佐藤友泰部員に講師を務めていただきました。

愛知県開発審査会基準第17号及び同17号の運用基準の解説と同時に既存宅地の証明に必要となる資料の種類と解説、資料の収集手段等、実務に適した内容で講師を務めていただきました。

都市計画法の開発許可事務は地域性がありますので、各自治体の審査内容を把握したうえで、今回の研修内容を役立てていただけましたら幸いです。

令和４年度第２回新入会員基礎研修会

法務部　佐藤　甫

日　時　令和５年２月７日㈫
　　午前10時～午後５時
場　所　名古屋サンスカイルーム　Ａ室
出席者　44名

今回の新入会員基礎研修会も名古屋サンスカイルームでの開催となりました。山本嘉和次長の司会から始まり、前半は松葉豪委員による行政書士法の講義、佐藤甫部員による会則・行政書士倫理の講義、最後は西堀俊徳副会長による職務上請求書の取り扱いについての講義がありました。特に職務上請求書については、他県会の行政書士による不正使用等の問題があり、今後は倫理研修会が義務研修会となりました。新入会員の皆様は、職務上請求書の取り扱いについて十分に注意致しましょう。

後半は、政治連盟の説明から始まりコスモスあいちの説明と移りました。新入会員基礎研修会の恒例の各業務部会の部長による業務説明が、行われました。各部長は、これまでの経験に基づき業務の行い方、注意するところを説明されました。新入会員の皆様にとっては、大変有意義な時間になったと思います。

最後に前田会長より修了証が交付されました。

新入会員の皆様におかれましては、今後のご活躍を期待しております。

名古屋出入国在留管理局管轄県会員を対象とした研修会

申請取次行政書士管理委員会　櫻井　謙至

日　時　令和５年２月15日㈬
　　午後２時～４時
場　所　愛知県行政書士会館　３階会議室
講　師　就労審査第一部門統括審査官　奈良　史子様
　　永住審査部門統括審査官　水谷　友則様
参加者　14名　　ライブ視聴者　122名

本研修会は国際部と申請取次行政書士管理委員会の共同開催にて、オンラインも活用し、名古屋出入国在留管理局の管轄県である愛知・石川・岐阜・静岡・富山・福井・三重（五十音順）の各県の会員を対象として開催されました。

まず、「経営・管理」のガイドラインについて、奈良史子統括審査官からご講義を賜りました。入管業務を行っていると、入管の裁量が大き過ぎるとか基準が曖昧である等の声を耳にしたり、判断が難しい場面に遭遇することもあると思いますが、昨年10月に許可・不許可事例も充実した『「経営・管理」の在留資格の明確化等について』が出入国在留管理庁から策定され、ガイドライン等をより具体的に詳細にご説明いただきました。

次に、休憩を挟んだのち、永住許可のガイドラインについて水谷友則統括審査官からご講義を賜りました。永住許可については社会保険の加入など、許可のハードルが年々厳しくなっているのを実感していますが、本日の講義により、果たされて当然である公的義務の履行等についてそれまでは見過ごされてきていただけであるという認識を持つことができました。また、「高度専門職」の優遇措置の制度からも、競争力が低下している現在の日本が、国益に適合する外国人をいかに求めているのかを垣間見ることができました。

私たちは報酬を得て取次業務を行っていますが、私たちの仕事は日本の行く末にも大きな影響を及ぼしているということを認識し、目先の利益だけでなく、大局的に捉え考えることができる力を身に付け、行政と依頼者の利益に資することができるよう、研鑽していかなければならないと思いました。

ちょっとひと息　「品種登録」～その他編～

Q 品種登録データ検索では検索できなかったので一般品種だと思うのですが、一般品種なのかどうか確認することはできますか。

A 品種登録データ検索では、種苗法に基づき過去に登録されたことがない一般品種は検索できないため、検索されなかった場合は一般品種ということになりますが、調べたい植物の品種名がわかっていないと正しい検索ができません。

また、検索に用いた名称が商標名等の登録品種名でない場合も検索されないことから、一般品種と誤解するおそれがあります。

このため、流通名（商標名や通称）でも品種検索が可能な「流通品種データベース」を作成しました。流通品種データベースでは、登録品種だけでなく一般品種も検索することが可能です。

「流通品種データベース」https://hinshu-data.jataff.or.jp/

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

令和４年度行政書士仕事説明会

広報部　鈴木　里佳

日　時　令和５年２月18日㈯
　　午後２時～４時
場　所　名古屋サンスカイルーム　Ａ室
参加者　会場66名　ライブ視聴　82名

昨年度に続き、２回目となる「行政書士仕事説明会」が開催されました。新型コロナウィルス感染症の流行が心配される中ではありましたが、昨年度の反省点を踏まえ、参加者と双方向でのコミュニケーションが取れるように、名古屋市中心部の伏見にあるサンスカイルームでの会場参加と、Zoomによるライブ視聴の併用で行われました。当日は生憎雨模様ではありましたが、会場には60名を超える方にお越しいただきました。小柳津副会長による開会のことばと前田会長の挨拶でスタート、水野広報部次長による行政書士業務の概要説明と続きました。行政書士登録前の方むけに行政書士の仕事について広く知ってもらうことが目的でもあるため、登録４年目となる西北支部の長野伸太郎会員と行政書士として多くの経験を持ち、愛知県行政書士会の相談役でもある長瀬紀美子会員がご自身の取扱業務について説明されました。それぞれがどんな思いで、どのような経緯で現在行政書士として活躍しているかを知る良い機会でもありました。その後、10名程度のグループに分かれてそれぞれに１人ずつ行政書士が参加して、質問に回答する形での質疑応答、全体での事前質問への回答が行われました。開業当初苦労したことは何だったのか、登録して最初にすることは何か、顧客を獲得する方法など、質問は尽きることがありませんでした。最後に登録の流れについて岡田総務部長からご説明いただき、閉会となりました。参加した方々の希望に満ちた眼差しと積極的にコミュニケーションを取ろうとする姿勢が非常に印象的で今後もぜひ継続した開催を期待しています。

「農地法許可の申請代理の注意点」及び「分家住宅に係る都市計画法手続き等の審査情報」に関する研修会

土地利用部　河本　清孝

日　時　令和５年２月22日㈬
　　午後２時～４時20分
場　所　愛知県行政書士会　３階会議室
参加者　３名　　ライブ視聴者数　111名

司会者、稲垣勝康次長より、表題の研修２部の概要説明があり、矢澤部長の開会挨拶後、研修に入った。

１.「農地法許可の申請代理の注意点」
中央支部　若子昭一会員

講師より、申請経験をもとに「農地法許可の申請代理の注意点」・「起こりやすいミス」・「違反転用」など、申請を難しくさせる要因について、説明がなされた。

問題をなくする要点は、受付の農業委員会の対応が、農業委員会によって違う場合があるので、事前に面会を行い、担当者と内容確認が必要であることを説明された。

２.「分家住宅に係る都市計画法手続き等の審査情報」講師、稲垣勝康次長

部会員が訪問し、各自治体開発許可申請窓口より、提供いただいた内容を元に取りまとめをした情報を報告された。

各自治体により、対応が異なる部分を詳細に説明された。（各自治体開発許可申請窓口調査結果は、本会ホームページに掲載します。）

３．土地利用部役員座談会方式　質疑応答

矢澤部長、稲垣次長、河本部員、佐藤部員により、土地利用に関して、申請等で注意すること、役所の対応についての注意点など、会員にとって重要な点を、座談会方式で行いました。

申請で困ったことがあれば、部会に相談していただければ良いとのことで、終了しました。

私法部初心者向け研修会

私法部　杉浦　伸和

日　時　令和５年３月１日㈬
　　午後２時～４時30分
場　所　愛知県行政書士会館　３階会議室
　　（ライブ配信）
講　師　私法部　平松　里香部長、片桐　政勝委員
内　容　一部『行政書士実務として知っておくべき相続業務で連携すべき他士業業務』
　　二部『行政書士実務として知っておくべき遺言書作成業務のポイント』
参加者　８名　　ライブ視聴者　86名

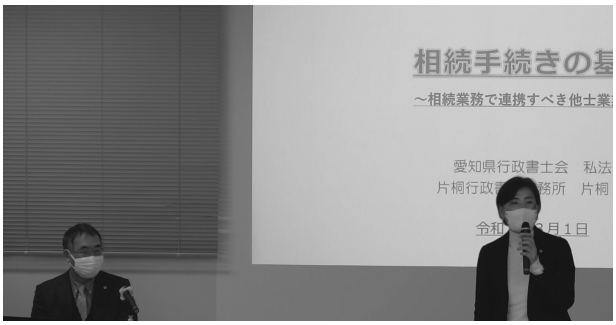

令和４年度私法部第４回研修会は、第１部を委員の片桐政勝会員、第２部を部長の平松里香会員が講師を務め、「私法部初心者向け研修会」を開催しました。行政書士の初心者が最も関心の高い「相続業務」の入口と「遺言書作成」の基礎知識について知っておくべきポイントとして講義を行いました。

冒頭、西堀副会長の挨拶の中で日行連会則改正に伴い「一般倫理研修」VOD受講の義務化と職務上請求書を購入する際には修了証が必要となることの案内をさせていただきました。

前半の片桐委員の「相続業務で連携すべき他士業業務」では行政書士並びに他士業ができる相続業務の範囲の解説と、葬儀後の相続手続きの流れの説明があり、特に法定相続情報一覧図の作成や申出の手続きの流れ、注意すべきポイントを講師自らの豊富な実務経験を交えながら、受講者にとって一番関心のある内容を丁寧に解説していただき、実務の内容が具体的にイメージできる貴重な講義となりました。講義中「相続手続きは十人十色」との説明があり、業務を遂行するなかで各々の依頼者に対応できる知識とノウハウを身につける為にも他士業との連携が不可欠であるとのお話を頂きました。

後半の平松部長の「遺言書作成業務のポイント」では遺言の方式・種類並びに民法条文など行政書士として最低限知っておくべき事項の解説があり、依頼者からの聞き取りとして誰に何を、相続して欲しい・遺贈をしたいのかをしっかり意向を聞き取りながら進め、特にお子供さんのいない方、相続人が障害者の方、外国人の方などの遺言は行政書士として公正証書で作成することを勧め、任意後見契約等の後見制度の活用も含めて相続手続きの専門家として業務を進めるポイントを講義していただきました。

最後に平松部長から、相続土地国庫帰属制度に係る申請手続きについての周知と会館にて毎月第二水曜日に開催している初心者業務相談会の案内があり、これから相続業務を行う会員には是非ご活用願いたいとの案内がありました。

今回の研修会に於いては日頃相続業務を行っている会員も含めて充実した内容であり、更なる知識向上の一助となる実りの多い研修会となりました。

ちょっとひと息　「品種登録」～その他編～

Q 種苗会社のカタログを見て、良さそうな品種がありました。「PVP」マークが表示されているので登録品種のようですが、種を買って増やして販売してもかまいませんか。

A 種苗を増殖するには育成者権者の許諾が必要です。育成者権者にお問い合わせください。

Q 市場の評価を確認するために行う試験的な種苗や収穫物の販売は、試験・研究目的に該当しますか。

A 市場の評価を確認するための試験的な販売は、その品種の販売の動向を推測するものであり、試験・研究目的には該当しません。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

特定行政書士ブラッシュアップ研修会

私法部　平松　里香

日　時　令和５年３月15日㈬
　　午後２時～４時30分
場　所　愛知県行政書士会館３階会議室
　　（１部ライブ配信）
講　師　名城大学・法学部教授　北見　宏介様
視聴人数１部のみ　　23名
会館参加１部・２部　13名

私法部では、毎年、開催しております特定行政書士ブラッシュアップ研修会を昨年に引き続き、名城大学法学部教授北見宏介様にご講義いただきました。今回は、２部構成とし、１部では、「行政不服審査がある意義と事前行政手続き」と題し、特定行政書士をこれから取得する方にも受講可能としました。特定行政書士が審査請求で活躍するのはもちろんの事、非特定行政書士が、許認可申請の際においても活動局面での能力を高めるという効果が期待できるとご講義がありました。２部では、「行政不服審査の答申例をもとに考える行政手続」と題し、八丁味噌の特定農林水産物の登録の審査請求を例題とし、審査請求について条文、要件規程などのを基に判断されているか、などについて参加者とともに活発なディスカッションを行いながら学ぶことができました。更に、本事例について日行連の行政手続研究会のメンバーによる「行政不服審査答申・裁決事例集」を参照しながら、行政不服審査法について行政法に精通されている北見教授に詳しくご講義いただきました。行政活動のどこが違法なのか、不当なのか、申請にかかる法律、政令、条例等に立ち返って確認する必要があるとの事、行政に対して審査請求もありうると申請局面で活動する意義が大きいと感じました。北見教授のエネルギッシュに動きながらの熱いご講義は、特定行政書士が行政不服審査請求の場面で活躍することを期待している熱い想いを感じました。今後も多くの会員が特定行政書士を取得され、更なる特定行政書士の活躍に繋がれば幸いです。

ちょっとひと息 「品種登録」～その他編～

Q 登録品種を新品種の育成や試験または研究のために利用する場合についても育成者権者の許諾が必要となりますか。

A 育種目的の登録品種の利用については、育成者権の効力の例外（種苗法第21条第１項第１号）とされており、育成者権者の許諾は必要ありません。

例えば、

１．新品種の育成に使用するため、登録品種の種苗を増殖すること。

２．登録品種の特性を調査し、登録された特徴どおりのものであるかを確認するため、登録品種の種苗を増殖し、または収穫物を得ること。

等が例外に当たると考えられます。

ただし、増殖した種苗や試験研究で得られた収穫物を販売等することは、試験・研究の範囲を超えるものであり、育成者権者の許諾が必要となります。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

面会交流をめぐって（上）

南山大学法学部教授　伊藤　司

1　はじめに
2　最高裁判所平成12年５月１日決定の検討
3　民法766条の由来
4　家裁実務における面会交流（以上　本号）
5　子と同居している親による面会交流拒否（以下次号）
6　面会交流は誰の権利か？
7　面会交流の判断基準・考慮要素・介入のやり方

1　はじめに

婚姻が離婚という結果となるときには、さまざまな問題を解決しなければならない。たとえば、離婚後の財産分与の問題をどうするのか（民法768条参照）や子の親権をどうするのか（民法819条１項・２項参照）などである。これらの離婚の際に解決すべき問題の１つとして、親権を持たない親と子の面会交流をどうするのかという問題がある。今回と次回の２回でこの点を検討してみたい。

2　最高裁判所平成12年５月１日決定の検討

この問題についての重要判決は、最高裁判所平成12年５月１日決定民集54巻５号1607頁である。

（事実）

夫Ｘと妻Ｙ夫婦は、昭和62年５月に婚姻をし、平成元年７月に子のＡが出生した。その後、Ｘの不貞行為が原因で夫婦関係が悪化し、平成６年８月になると、ＹはＡを連れて転居することとなった。そのためか、ＸからＡの監護者をＸとする監護者指定調停を申し立てたが、後に取り下げられている。一方で、Ｙは離婚および慰謝料を求める夫婦関係調整の調停を申し立てたが、これも合意が成立せず不成立となっている。この調停係属中、ＸとＡとは平成６年12月から月１回ないし２回の面会交流を行っていたが、前述のように調停が不成立となった後に、月２回の面会交流は平成８年５月までで、その後は行われなかった。というのも、Ｙからの離婚訴訟での和解案をＸが拒否した、という事実があり、その後にＹがＸとＡとの面会交流を拒否した。そのため、Ｘは、Ａを放課後に待ち伏せて、Ｙのマンションを訪れるなどをしている。

以上のような状況下において、Ｘは平成８年９月に面会交流の調停を申し立てたが、この調停も不成立となり、平成９年５月に審判に移行することとなった。

審判において、原原審と原審は、Ｙに、ＸとＡとが月１回第１土曜日の午後１時から５時まで面会を認めるよう命令したが、Ｙはこれを不服として最高裁に抗告を申し立てた。

（決定要旨）

抗告棄却「父母の婚姻中は、父母が共同して親権を行い、親権者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うものであり（民法818条３項、820条）、婚姻関係が破綻して父母が別居状態にある場合であっても、子と同居していない親が子と面接交渉することは、子の監護の一内容であるということができる。そして、別居状態にある父母の間で右面接交渉につき協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、民法766条を類推適用し、家事審判法９条１項乙類４号により、右面接交渉について相当な処分を命ずることができると解するのが相当である。」

この決定からは、以下のような点が注目される。すなわち、①別居中の夫婦でも、民法766の類推適用が可能であり、「面接交渉」（現在は「面会交流」と呼ぶ）につき家庭裁判所は相当な処分ができる[1]。現在の学説も、家裁実務も多くはこの点につき肯定的である。子の福祉のことを考えると、別居をしている親同士で、子の監護につき対立状態が継続することは望ましくない事態であり、この対立状態を家庭裁判所により解決を図ることこそ望ましいと考えられるからである。今回は最高裁もこの点を明示的に認めたことになる。

なお、付言すれば、別居中の夫婦への規制は必要であって、この点の検討は以前からなされていたと言ってよい[2]。この問題は、内縁問題同様に離婚の規定のうち使えるものを使う、という態度でいいのか、新たな立法を考えるべきかどうかなど、いまだ

解決されていない問題は多い。現在は何時のことになるかはわからないが、将来民法の改正が行われ、一定期間の別居が離婚原因となる可能性[3]もある。このようなときに、きちんと制度を用意しておくことは絶対必要となろう。この点については、問題の指摘にとどめておく。

3　民法766条の由来

⑴　はじめに

この民法766条は明治民法812条を引き継ぐ規定である[4]が、内容として大きな変化は認められない。大きく変化するのは、平成23年（2011年）の民法改正によってである。この改正までは条文の内容としてはそれほど変わりなく、離婚後において親権者とは別に子の監護者を置く必要が生じたならば、父母の協議でそれを可能とするという内容の規定となっている。この規定は、簡潔に言えば、親権者とは別に子の監護者がいる事態[5]がそれほど多くはなかったのではないかという指摘ができようし、また、離婚後の親権者が基本的に父である明治民法であれば、まだ必要性も考えられようが、戦後の改正においては離婚後の親権者も父母の協議により父か母とするようになった結果、親権者の決定とは別に子の監護者を決定する場面は多くはないように思われる[6]。そのため、この後は親権者の決定について多く議論されるようになり、その基準などが問題となり、民法766条が独立して議論される場面が減少したものと推測される。

しかしながら、家裁実務においては、民法766条を手がかりに子の面接交渉の問題が考えられるようになったのであり、まさにこの問題が（もちろんこの問題だけではない）民法766条により解決されるべき問題として浮上することとなる。このような実務の取扱い（特に後に検討する最高裁判所の判決の存在）が大きく影響して、民法766条の改正が考えられ、それが平成23年（2011年）の民法766条の改正に結実することとなったのであり、ここに面談交流が明文化されることとなる。

⑵　平成23年（2011年）の民法改正の検討

近時の民法766条改正は最終的には平成23年（2011年）に行われたが、その際行われた法制審議会の議論は、基本的に親権についての議論、特に親権停止（現民法834条の２）制度の新設などが中心的に議論され、民法766条の議論は特に行われていない。とはいえこのときの改正より現民法766条の文言が改められ、このあと検討する面談交流に関する文言が追加された。この文言の追加については以前の法制審議会における議論の蓄積があったのであり、この点については平成８年まで遡らなければならない。平成８年に「民法の一部を改正する法律案要綱」（以下「要綱」と略）が法制審議会において決定されたが、その中の「第六　協議上の離婚」において子の監護に必要な定めを置くこと[7]としており、この要綱が平成23年（2011年）の民法改正によって現民法766条に結実することになる。

この要綱が決定するまでの法制審議会身分法小委員会における議論は、さらにまた平成４年12月の「婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報告（論点整理）」[8]によれば、平成３年１月まで遡る。中間報告では、面接交流を認めることが検討され、民法766条に明文で「面接交渉」を規定すべきか否かの問題が議論されていたことがわかる。この議論が、後に要綱試案という形でまとめられることとなる

その説明によれば、この要綱試案の策定時においては、面談交流の問題のみが問題とされ、この面談交流を明文化することが考えられていた。そこで参考とされたのが（後に検討する）最高裁昭和59年７月６日決定家月37巻５号35頁である。この判決において最高裁判所により、面接交渉が民法766条の問題であることが明らかとされたが、法制審議会身分法小委員会では面接交渉に関し明文の規定を設けることが議論され、先に見たように中間試案において民法766条に明文を置くことが提案された。

その説明[9]によれば、「圧倒的大多数は、面接交渉の明文化に賛成している」のであり、ただその権利の性質を親の権利と理解するか、あるいは子の権利と理解するかで分かれている状況であると指摘されている。この点は結局条文ではあまり明確にされないまま、「子の監護に必要な事項」の例示として面談交流が明文化されることとなった[10]。ただ、この段階では要綱案の２項や要綱の１項後段にみられるように「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」とすることで、子の利益を最も重視して面談交流の合意をすることが求められるにとどまることとなった。

なお、離婚の際に当事者間に面談交流に関する合意ができない場合は、家庭裁判所が定める規定が置かれるがこれは「子の監護」につき合意ができないときに家庭裁判所が判断する従来の民法766条の仕組みが踏襲されるわけである。面談交流の場面にお

ける家庭裁判所の判断基準として説明においては、①父母の面接交渉に対する希望、②父母の性格、③離婚の前後を通じての父母の言動、④離婚前の家庭状況、⑤離婚後の子の生活環境、⑥面接交渉についての子の意思・希望などが例示され、ときに子の意思・希望が重要であることが指摘されている。

このような歴史的変遷を経て現行法となる民法766条は、単に監護者を定めるための規定ではなく、離婚後の子の処遇を定めるため、そしてそのことを親に要求する根拠規定としての役割を担うことなる。

4　家裁実務における面会交流

一方で、家裁実務により、民法766条の改正以前から、面接交渉の根拠の規定として使うことが提唱される。

面接交渉権については、判決例・審判例において最初に登場したのは、①東京家裁昭39年１月14日審判家月17巻５号55頁である。この審判は、親の面接交渉権について民法766条を根拠に認めることが可能であるとし、しかも事案の解決として申立人の面接交渉権を認めると判断した。しかし、この面接交渉を認める判断は、抗告審である②東京高裁昭和40年12月８日決定家月18巻７号31頁で否定される。ただ面接交渉の問題が民法766条の問題であるとはされ、そのこと自体は高等裁判所でも覆されることはなかった。この事件以降面接交渉の問題は民法766条の問題として扱われることとなる。

このような実務から、発展を遂げてきた面接交渉権の実務は、後に最高裁判所によっても肯定される（最判昭和59年７月６日決定家月37巻５号35頁参照）も、上記の民法766条の改正は、これを受けてものとも評価することができよう。

この決定においては、面接交渉は憲法13条の問題ではなく民法766条の問題であるとした。この決定は、決定文自体は比較的簡潔なものであり、民集にも登載されなかった事件であるが、先に検討した民法改正においても重要視された判断であり、また、民法766条を根拠に面談交渉権を最高裁判所としてはじめて認めた点においても注目すべき判断であるといえよう。

これに従い、現在では離婚後（事実上の離婚を含む）の子への面会交流の根拠規定となっている。このことはもうすでに、学説でも実務でもすでに当然のことと考えられていると言ってよいであろう。現在はさらに進んで、また後に検討するように、子の面会交流を親子関係の効果としてどのように位置づけるのか、具体的な面会交流の方法などさまざまな問題を検討するようになり、そのための足がかりの規定ともなっているわけである。

（次号に続く）

1　この点につき、我妻教授は反対であった。その理由は不明である。我妻『親族法』（有斐閣、1961年）134頁参照。

2　我妻前掲や中川高男「事実上の離婚」家族法大系（有斐閣、1969年）96頁以下参照。

3　「民法の一部を改正する法律案要綱」（平成８年２月26日法制審議会総会決定）「第七　裁判上の離婚一（ヱ）」参照。

4　この規定の詳細な系譜を検討しているのが許末恵『親権と監護』（日本評論社、2016年）である。ただし、その検討は1947年までの改正となっており、その後の検討はされていない。

5　この事態は親権者とは別に監護者のいる事態となるわけであり、事実上の共同親権ないし共同監護が考え得る事態とみることも不可能ではないが、おそらくは共同で子の監護をするようなことを父母が考えていたとは考えにくい。大多数の場合においては共同で子の監護をするようなことは考えられておらず、子の監護者が単独で子の面倒をみて、親権者は監護そのものにはかかわらない状況が多かったものと推測される。

6　ほぼ同様な指摘として立石芳江「親権の概念」『家族法大系Ⅴ』（有斐閣、1960年）１－２頁参照。

7　文言は以下の通りである。「一　子の監護に必要な事項の定め　１　父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及び交流、子の監護に要する費用の分担その他の監護について必要な事項は、その協議でこれを定めるものとする。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならないものとする。（以下略）」

8　ジュリ1015号305頁（1993年）。以下「中間報告」と略する。

9　ジュリ1050号214頁（1994年）。以下「要綱試案」と略する。

10　面談交流が誰の権利なのかについては意見が分かれるところであるものの、この説明では将来的に子の権利とする方向が示唆されている（「要綱試案」245頁参照）。

お知らせコーナー

愛行発第６０４号
令和５年３月２３日

会　員　各　位

愛知県行政書士会
会　長　前　田　　望

一般倫理研修　受講のご案内

時下、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。
標題の件について、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という）では、日本行政書士会連合会倫理研修規則を定め、令和５年８月３１日から全ての会員に対して、５年ごとの一般倫理研修受講が義務付けられました。当該研修の実施にあたっては、全国の単位会を通じ会員各位の受講を推進していくこととされております。
つきましては、会員各位におかれましては、日行連の一般倫理研修を受講していただきたく、下記のとおりご案内いたします。

記

１　受講方法：（１）日行連中央研修所研修サイトでのＶＯＤ受講
別添『ＶＯＤ研修受講の流れ』により受講方法をご確認ください。
※受講の詳細は、下記よりご確認いただけます。
日行連ホームページの会員ページ「連 con」にログイン後、
HOME ＞中央研修所 ＞受講に関するお知らせ ＞一般倫理研修の配信開始について

（２）会館での受講
ＶＯＤ受講が困難な方を対象に、会館でのＤＶＤ視聴による研修会を予定しております。詳細は確定次第、令和５年７月以降に改めてご案内いたします。

２　受講期限：令和６年３月３１日まで
※日行連の規定により、正当な理由（災害の被災や疾病に限る）なく一般倫理研修を受講しないことは認められません。万が一、受講期限までに受講が出来ない場合は、その旨を当会までお知らせください。別途手続きをご案内いたします。

３　推奨受講日：中央研修所研修サイトへのアクセスの集中によるサーバーダウンを防ぐため単位会で分散して受講をすることが推奨されています。
当会の分散受講期間は下記のとおりです。下記日程以外でも受講は可能です。

・令和５年４月５日から４月１１日まで
・令和５年６月２１日から６月２７日まで

４　受講後の流れ：テスト合格後に発行される「修了証」は、職務上請求書購入時（※）または当会から提出を求めた場合にご提出いただきます。
※令和５年８月３１日以降、職務上請求書をご購入の際は、修了証の写しをご提出いただきます。

ＶＯＤ研修受講の流れ

① 中央研修所研修サイトへログイン。
（https://gyosei.informationstar.jp/）
※初回はID、パスワードの発行が必要。
※「ID、パスワード申込」より申込してください。

中央研修所研修サイトはこちら

② 「講座一覧」から「一般倫理研修」を選択し、最後まで視聴（約３時間）。

＜受講指定科目＞
①「行政書士法及び関係法令」
②「人権」
③「職業倫理」
④「職務上請求書の適正使用」

※４科目すべてを受講したのち、テストを受験する必要があります。
※各科目の動画内にキーワードが一つずつ散りばめられております。テストの解答の際に必要となりますので、必ずメモ等を取っていただくようお願いいたします。

③ すべての講座を視聴後、テストを受験。
※すべての講座の視聴率を100％にする必要があります。
※テストに合格しないと修了証が発行できません。

④ テスト合格後、「修了証発行」をクリックして研修修了。
※修了証は職務上請求書の購入時に必要となります。
※必要に応じてご自身のプリンターで印刷してください。

※より詳細な流れについては、中央研修所研修サイトに掲載している「中央研修所研修サイト利用マニュアル（一般倫理研修）」をご確認ください。

研修会動画一覧

ライブラリ研修　：会館にて視聴していただきます。次頁のライブラリ研修申込書によりお申込みください。
オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】－【ライブラリ】－【研修会ライブラリ】にて各自で視聴してください。

（令和５年３月25日現在）

	部	番号	年　月　日	内　　容	ライブラリ研修【会館】	オンデマンド研修【ホームページ】
1	総務部	525	H28．2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	○
2		546	H30.12．6	被災者支援に関する研修会	○	○
3	建設環境部	530	H28．8.31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第１部　産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第２部　産業廃棄物の監視業務について	○	×
4		531	H28．9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	○	×
5		555	R 1．9.26	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
6		573	R 2．9.23	コロナ禍における建設業許可申請・届出について	○	○
7		579	R 3．1.21	建設業許可申請と経営事項審査についての研修会	○	○
8		594	R 3．9.29	建設環境部初心者向け業務研修会	○	○
9		607	R 4．2．7	初心者向け建設業許可申請についての研修会	○	○
10		620	R 4．9.29	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
11		623	R 4.11.29	建設環境部業務研修会	○	○
12		627	R 5．1.25	建設業関係業務履修講座	○	○
13	運輸交通部	551	H29．1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	○
14		595	R 3.10．4	運輸交通部初心者向け研修会	○	○
15		599	R 3.11.29	運輸交通部業務研修会	○	○
16		615	R 4．8．1	行政書士業務としてのドローンの将来性についての研修会	○	○
17		624	R 4.12．1	自動車保有関係手続きのOSS並びに車検証の電子化及び車検証交付に係る事務の委託制度に関する研修会	○	○
18	国際部	509	H26.12.25	はじめての国際法１	○	○
19		510	H27．2.18	はじめての国際法２	○	○
20		526	H28．3．7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○
21		528	H28．4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○
22		540	H30．2.27	技能実習法の実務についての研修会（法人経営部と合同）	○	○
23		547	H31．2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	○
24		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	○
25		563	R 2．1.22	国際・私法部業務研修会	○	○
26		562	R 2．2.28	特定技能に関する研修会	○	○
27		578	R 2.12．3	初心者中級者向け入管国際業務研修会資料	○	○
28		600	R 3.11.25	国際部初心者向け業務研修会	○	○
29		611	R 4．6．9	外国人の社会保険、労働保険に関する研修会	○	○
30		625	R 4.12．9	入管の在留申請オンラインシステムに関する研修会（特定技能等）	○	○
31	私法部	420	H24．2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	○
32		488	H26．3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	○
33		504	H26.12．4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	○
34		534	H29．8.28 H29．9．4	法定相続情報証明制度研修会 第２部　戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	○
35		539	H30．2.22 H30．3．1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	○
36		554	R 1．9．9	債権各論　契約に関する研修会	○	○
37		571	R 2．8.24	戸籍の見方に関する研修会	○	○

	部	番号	年　月　日	内　　容	ライブラリ研修【会館】	オンデマンド研修【ホームページ】
38	私法部	591	R 3. 9. 2	事業承継に関する研修会	○	○
39		602	R 3.12. 7	民法（相続法）改正に関する研修会	○	○
40		608	R 4. 2.16	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※特定行政書士会員のみ受講可	○	×
41		610	R 4. 3.17	私法部初心者向け研修会	○	○
42		616	R 4. 8.25	相続登記義務化に関する研修会	○	○
43		621	R 4.11.15	民法改正後の実務に関する研修会	○	○
44		631	R 5. 3. 1	私法部初心者向け研修会	○	○
45		632	R 5. 3.15	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※全会員受講可	○	○
46	国際部・私法部	618	R 4. 9. 8	韓国の相続に関する研修会（合同開催）	○	○
47	土地利用部	552	R 1. 8.26	初心者向け土地利用業務研修会	○	○
48		559	R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準(主に第16号)について	○	○
49		565	R 2. 2.19	農地法許可の審査基準についての研修会	○	○
50		570	R 2. 7.13	不動産に関わる業務手続きについての研修会	○	○
51		575	R 2.10.26	都市計画法［第34条１号許可］についての研修会	○	○
52		582	R 3. 2.15	農地法及び土木設計の基礎知識についての研修会	○	○
53		596	R 3.10.27	一から始める土地に関する研修会	○	○
54		603	R 3.12.17	都市計画法概要及び愛知県開発審査会基準分家住宅の研修会	○	○
55		609	R 4. 2.22	農地法第４条５条許可申請書の書き方及び 建築条件付売買予定地の取扱いについての研修会	○	○
56		622	R 4.11.22	建築物の立地基準及び行政書士が受託しない「宗教法人の分野」の業務に関する研修会	○	○
57		626	R 4.12.19	所有者不明土地法の改正等及び特定都市河川浸水被害対策法（雨水浸透阻害行為許可）に関する研修会	○	○
58		628	R 5. 1.27	開発許可申請等に関する研修会	○	○
59		630	R 5. 2.22	「農地法許可の申請代理の注意点」及び「分家住宅に係る都市計画法手続き等の審査情報」に関する研修会	○	○
60	法人経営部	425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	○
61		445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	○
62		511	H27. 2.12	医療法人の設立について	○	×
63		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	○
64		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
65		541	H30. 3.16	オーファンワークスについての研修会 ～著作権業務の可能性～	○	○
66		564	R 2. 2.10	HACCP研修会	○	×
67		576	R 2.11.16	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会【１回目】	○	○
68		580	R 3. 1.27	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会【２回目】	○	○
69		584	R 3. 3.23	初心者向け風俗営業申請手続研修会	○	○
70		585	R 3. 5.18	改正食品衛生法研修会	○	○
71		590	R 3. 8.27	初心者向け風俗営業・古物営業許可申請に関する研修会	○	○
72		604	R 3.11.12	CADによる図面作成（基本的操作の出来る方対象）研修会	○	○
73		605	R 4. 1.28	著作権に関する研修会	○	○
74		617	R 4. 8.30	薬機法に関する研修会	○	○

ライブラリ研修申込書

令和　　年　　月　　日

愛知県行政書士会会長　殿

申込者	氏　名		
	支　部	支部	事務所TEL・FAX
	会員番号		TEL（　　）　　—
	メールアドレス		FAX（　　）　　—

下記のとおり、研修会視聴を申込みます。

視聴希望日時	番号	研修開催日	内　容	備考
（例）　令和○年○月○日▽時	531	平成28．9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	

誓約事項

1．　お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館会議室
視聴時間	10時から17時まで（受付時間10時～12時、13時～15時）
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の７日前までにFAX（052-932-3647）にて申込みください。
	（視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります）
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1．　視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。
	2．　視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。
	3．　館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。
	4．　視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は
	退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページhttp://www.aichi-gyosei.or.jp/の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もございますのでご利用ください。

会受領印欄	

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】　建設環境部

内　容　　建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について
開催日　　毎月第４木曜日（祝日の場合は第３木曜日に開催）
時　間　　午後１時30分

【産廃（収運）業許可申請相談会】

内　容　　産業廃棄物収集運搬業許可について
開催日　　毎月第４木曜日（祝日の場合は第３木曜日に開催）
時　間　　午後１時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内　容　　自動車登録（車庫証明含む）について　運輸交通部
開催日　　毎月第１水曜日
時　間　　午後１時30分　※初心者対象

初心者向け業務相談会

内　容　　国際業務について　国際部
開催日　　毎月第２水曜日
時　間　　午後２時30分から一人50分程度　※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内　容　　農地転用許可、開発許可、建築許可等について　土地利用部
開催日　　毎月第２水曜日
時　間　　午後１時30分から４時まで

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内　容　　風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）に限定　法人経営部
開催日　　毎月第１水曜日
時　間　　午後２時から４時まで　※初心者対象

初心者向け業務相談会

内　容　　私法業務について　私法部
開催日　　毎月第２水曜日
時　間　　午後２時30分から一人50分程度　※初心者対象

令和５年５月１日

会　員　各　位

建　設　環　境　部
運　輸　交　通　部
国　　際　　部
土　地　利　用　部
法　人　経　営　部
私　　法　　部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の７日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- 建設環境部　業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- 運輸交通部　運輸交通関係業務相談会
- 国　際　部　初心者向け業務相談会
- 土地利用部　初心者向け土地利用関係業務相談会
- 法人経営部　初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請･株式会社設立(法人登記以外)に限定】
- 私　法　部　初心者向け業務相談会

支　　部		会員番号	
氏　　名			
開 催 日	月　　日（　）	電話番号	
相談内容 （詳細を具体的にお書きください。）			

愛知県行政書士会　ＦＡＸ　052-932-3647

会員訪問記

新城支部：柿野　さと恵会員

会報委員　鈴木　達也

きょうは、柿野さと恵会員にインタビューさせていただきました。今後も新城支部を背負っていただくお一人としてとても期待しています。

1　開業された背景を教えてください。

東京都内でIT業界のエンジニアとマネージャーを10年経験した後、自然豊かな東三河で子育てをしたいと思い、新城市にUターンしました。ワークライフバランスを重視しつつ、地域社会に貢献できる仕事として、行政書士資格を取得し、平成23年に開業しました。

2　どのような業務が多いですか

経営理念を掲げ、日々の業務にあたっています。

取扱業務としては、主に農地転用、開発・建築許可といった土地の利活用に関する業務に加え、建設業許可、障害福祉サービスの立ち上げや運営に関する業務を行っております。

3　支部の役員としての苦労や支部に対する思があれば、教えてください。

近年、支部の活動も縮小し、経験豊かな先輩方や第一線で活躍される会員から、直接お話を聴く機会が減ったのが残念ですが、今後少しずつ、支部内外での意見交流や情報交換の機会を増やしていけたらと思います。

4　このたび、令和４年５月行政書士法人にされましたが、その思いをお聞かせください。

長くお世話になっているお客様の多くが法人であり、個人事業主様も若い世代への事業継承が進んでいます。今後もお客様が安心して頼ってくださる関係を構築するためには、行政書士も法人としてしっかりとした経営基盤を築くことが大切だと感じました。

5　趣味や人生観についてもお聞かせ願えますか。

水彩画と読書が好きですが、特別なことはなくても、美味しいご飯と睡眠、朝晩の料理や週末の掃除・洗濯、猫のお世話、家族や仲間との会話を通して、毎日健やかに過ごせたら幸いと思っています。

6　最後に、今後の抱負や人生観を語っていただけたら幸いです。

少子高齢化や地域経済の衰退が進む東三河ですが、行政書士として、地域に住まう方々の夢の実現と、地域社会の活性化のお手伝いをしていきたいです。

ご多忙の中、仕事や支部に対する思いを語っていただきました。一層のご活躍と支部の活動においてもリーダーシップを発揮していただくことを願っています。

支部だより

海部支部　令和４年度支部研修会

会報委員　新田　賢治

日　時　令和５年２月３日㈮
　　午後６時30分～８時30分
場　所　津島市生涯学習センター
講　師　松宮　妃呂子会員（海部支部）
出席者　17名

海部支部では令和４年度第１回研修会を津島市生涯学習センターにて実施しました。テーマを「免税事業者のための、消費税のしくみとインボイス制度の登録の検討について」として、税理士でもある海部支部松宮妃呂子会員に講師を務めていただきました。

松宮会員が作成された資料がとても分かりやすく、消費税のしくみからインボイス制度についてよく理解することができました。

行政書士が請求書を発行する場面で、どの条件の顧客が適格請求書を必要とするかについて想定される顧客を例に挙げて説明していただいたため、免税事業者がインボイス制度の登録申請を行うかの判断材料としてとても参考になりました。

また、研修後の質疑応答においても参加者から多くの質問があり、インボイス制度についての関心の高さを感じました。

インボイス制度の開始が令和５年10月１日からと旬な話題であり、とても有意義な研修となりました。

豊田支部　国際私法部研修会

会報委員　田守　瞳

日　時　令和５年２月24日㈮
　　午後３時～５時
場　所　崇化館交流館
講　師　榊原　豊久会員（豊田支部）

今回の支部研修では、豊田支部で最も国際業務に精通している申請取次届出済行政書士の榊原会員に講師を引き受けていただきました。

前半では、豊田市役所で月に一度行っている外国人の無料相談会の相談件数及び相談案件の内容の推移についてお話ししてくださいました。昨年、一昨年はコロナ禍の影響もあり相談件数の減少が見られ、相談内容についても身分関係の資格に関するものが目立っていました。その為、もっと幅広い方の相談に乗れるようにしていく必要性を提起され、参加者へもどのようにしていくべきかの問いかけもあり、多くの意見を交換し合うことができ、有意義な交流の場となりました。

後半では、入管業務における榊原会員の実際にあった経験を交えながら、知識や調べ方をご教示いただきました。ご自身が実際に使用している実用書を持ってきて参加者各自が手に取って拝読させていただきました。数多くの実用書がある中で、自分が業務を行う上で、何がよいのかわからないこともあったため、とても参考になりました。

中央支部　令和４年度第２回土地利用業務部会研修会

中央支部　後藤　剛志

日　時　令和４年12月14日㈬
　　午後３時～５時
場　所　ライブ配信
講　師　名古屋支部　本多　証一会員
テーマ　『不動産業者からみた、土地業務を依頼したくなる行政書士』
出席者　25名

令和４年度第２回土地利用業務部会の研修は、名古屋支部の本多証一会員をお招きして、『不動産業者からみた、土地業務を依頼したくなる行政書士』をテーマにライブ配信にて講義をしていただきました。

本多会員にはこれまでも農地転用や開発許可等を内容とした講義をお願いしてきましたが、今回は行政書士と不動産業者の兼業者という立場から、不動産業者（依頼者）を知ることにスポットを当ててお話いただきました。

講義では「不動産業界は身近であるにも関わらず、実はよく知らない業界」というフレーズが印象深く、確かにそうだと頷（うなず）いてしまいました。

依頼者から相談を受ける際、実績に基づいたアドバイスができることはもちろんですが、業界を知っていることも依頼者からの信頼を得る一助になるのではないでしょうか。お話いただいた不動産業界で使われる「あんこ」・「出し」・「付け」等の専門用語や業界内のお話は、そのきっかけになり得るものだと感じました。

今回はいつもと異なった視点からの研修となり、貴重な知識を得る機会となりました。

西北支部　令和４年度新年賀詞交歓会

会報委員　太田　尚志

日　時　令和５年１月14日㈯
　　午後６時～８時
場　所　レストランマリクオーレ
出席者　39名

西北支部では、名古屋市北区の「レストランマリクオーレ」にて『令和４年度西北支部新年賀詞交歓会』を開催致しました。

感染症対策を万全に行っている会場のもと、マスク着用と手指の消毒、換気を徹底しての賀詞交歓会となりました。

大石丈浩会員の司会のもと、会は進行していき始めに櫻井謙至支部長から新年の挨拶をいただき、支部としてOSSや相続関連の今後の研修や方針についてもお話をいただきました。

乾杯の音頭は厳正なる抽選により行われ、私が乾杯の挨拶をさせていただきました。

続いて「鏡開き」を行うにあたって、西北支部のうさぎ年の３名から一言をいただきつつ、木槌でひらいていただきました。

食事や歓談を楽しみつつ、新入会員さんに簡単な自己紹介をお願いし、今年は４名から一言ずつ挨拶をいただきました。様々な職歴や経験をお持ちの方が多く、大変頼もしく感じました。

最後に、中締めの挨拶を抽選により犬飼隆会員と近藤紀子会員からいただき、一本締めにて盛会のうちに賀詞交換会を終えることができました。

去年に引き続き多くの会員に参加していただきました、誠にありがとうございました。

中央支部　令和４年度第２回建設環境業務部会研修会

中央支部　伊藤　衣世

日　時　令和５年１月18日㈬
　　午後２時～４時
場　所　ライブ配信
講　師　（公社）愛知県宅地建物取引業協会
　　担当者様
テーマ　第１部：『行政書士と不動産業
　　（行政書士が兼業で成功する不動産業者とは）』
　　第２部：『宅建協会の入会手続きと宅地建物取引士の登録について』
出席者　11名

今回の中央支部建設環境部会の研修会では、（公社）愛知県宅地建物取引業協会の方をお招きし、行政書士と不動産業をテーマに２部構成で研修を行いました。

第１部では『行政書士と不動産業（行政書士が兼業で成功する不動産業者とは）』をテーマに、近年の情勢や将来の不動産業界の動向を踏まえ、行政書士と宅建業の親和性を具体的な事例を挙げて詳細にご説明いただきました。そして、第２部では『宅建協会の入会手続きと宅地建物取引士の登録について』をテーマに、具体的な手続きや協会の違いを丁寧にご説明いただきました。

今回の研修会では、行政書士として不動産業への魅力を再発見することができただけではなく、不動産取引における行政書士のニーズを改めて認識することができ、大変有意義な研修会となりました。

尾北支部　令和４年度第３回支部研修会

会報委員　森　優子

日　時　令和５年１月28日㈯
　　午後３時20分～５時
場　所　犬山市　フロイデ３階301会議室
講　師　司法書士法人名南経営
　　司法書士　木村　真由美様

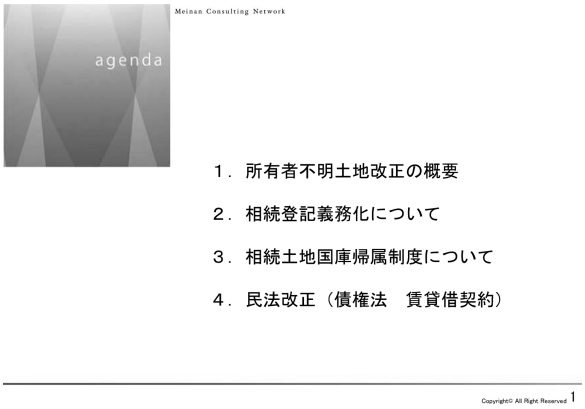

令和４年度最後の研修会が上記日程で開催されました。今研修は司法書士木村真由美先生を外部講師としてお招きし、所有者不明土地問題に関する法改正と概要、相続登記義務化、相続土地国庫帰属制度、民法改正（債権法・賃貸借契約）についてご講義をいただきました。

所有者不明土地問題については、問題の背景や、新しくスタートする各種制度についてのご説明をいただきました。とりわけ、令和５年４月27日に制度開始を控えた「相続土地国庫帰属制度」については、法務省の広報資料の中に申請書等の作成代行が可能な専門家として行政書士の名前が挙がっていることもあり、各会員、熱心に聞き入る姿が見受けられました。その他にも、「相続登記義務化」や、近年の「民法改正」についてなど、不動産に関連する行政書士業務と密接に関係する内容が多く、支部の地域性から実務に活かせる大変有意義な研修となりました。

研修終了後は講師の木村真由美先生を交え、懇親会が開催されました。各会員盛んに交流する場面が見受けられ、盛況のうちに終えることができました。

来年度も活かせる研修、繋がる交流の場が多くもてるよう支部活動を行っていきたいと思います。

岡崎支部　令和４年度支部新年教養研修会

会報委員　伊東　毅

日　時　令和５年１月28日㈯
　　午前９時30分～正午
場　所　岡崎市竜美丘会館　501会議室
講　師　市橋　章男様
テーマ　『徳川家康の土地制度改革』
出席者　32名

毎年恒例の新年教養研修会が開催されました。

増田尚也副支部長が司会を務め、米村篤史支部長の挨拶、来賓の前田望会長の挨拶に続いて、金岩正雄副支部長より講師の紹介がありました。

今回の研修の講師は、NHKの大河ドラマ『どうする家康』に資料提供をされるなど歴史研究の分野でご活躍の市橋章男様をお迎えしました。

はじめに『どうする家康』の脚本家古沢良太さんとお話されたときのエピソードや、大河ドラマの制作方法など興味深い話をされた後、徳川家康がどのような土地制度改革をしたのかをお話していただきました。

家康は秀吉と同じような検地を行ったが、秀吉とは違い、石盛を示さずに毎年検地帳を作成したようです。これによりその年ごとの収穫量に応じて年貢を納めれば良くなったので、農民の不満が収まり一揆が無くなったとのことです。

本日の研修を通して、領主と農民が手を取って動く国を作っていった家康の功績をしっかりと理解することができました。

講義の後、岡崎支部の新海正春顧問、中根義高顧問、青山周平顧問、重徳和彦顧問からの挨拶がありました。

研修終了後に毎年会員の交流の場となっていた懇親会は昨年に引き続き中止となり、代わりに弁当が配布されました。

尾張支部　インボイス制度に関する研修会

会報委員　鈴木　里佳

日　時　令和５年２月３日㈮
　　午後４時～６時（研修会）
場　所　ルネック会議室Ａ
講　師　尾張支部　伊藤　圭太会員
参加者　21名

令和５年２月３日金曜日、新型コロナウィルス感染症の流行でしばらく行っていなかった研修会を開催しました。今回は今年10月から施行されるインボイス制度に関する研修です。尾張支部、小牧市で税理士兼行政書士として仕事をされている伊藤圭太会員に講師をお願いし、「知っておきたい“インボイス制度”」というテーマでお話をしていただきました。私も個人事業主としてインボイス制度には関心があったため、今回の研修を非常に楽しみにしていました。当日は、伊藤会員がインボイス制度に関して事例や資料を踏まえてわかりやすく解説していただき、より制度に関しての理解を深めることができました。自分たちの事務所経営にも影響することから、休憩時間にも個別で質問に講師のもとを訪れる会員もいらっしゃり、皆さまの関心の高さがうかがえました。大きく制度が変わることもあり、まだ流動的な部分もあるようなので、しっかりと情報を掴み、的確に対応していきたいと感じました。

研修会終了後は、15名が別会場に移動し、懇親会が開催されましたが、12月に行った忘年会同様、支部の会員の皆さまと交流する機会は久しぶりということもあって、和やかな雰囲気で話がはずみました。会員相互で情報交換できること、顔を合わせて交流できることの大切さを新型コロナウィルス感染症の流行を経て気づかされ、これからも支部会員相互の交流機会を積極的に提供していくことができればと思っています。

中央支部　令和４年度第２回運輸交通業務部会研修会

会報委員　梅村　晃士

日　時　令和５年２月10日㈮
　　午後６時～８時
場　所　名古屋市東生涯学習センター
講　師　名南支部　木町　祐介会員
テーマ　『初心者向け自動車登録～仕事の受け方から完了まで』
出席者　21名

中央支部での令和４年度第２回運輸交通業務部会研修会は名南支部の木町祐介会員をお招きして、『初心者向け自動車登録～仕事の受け方から完了まで～』をテーマに講義をしていただきました。

講義の前半は自動車業務を受ける入り口から業務完了までの流れについて事前にご準備いただいた資料に沿ってご説明いただきました。特にご依頼されるお客様を分類していただいた点、その分類ごとに業務のボリュームが変わってくる点、依頼者へのヒアリングポイントなど丁寧にご説明いただきました。そして業務完了までを実際の実務ツールを紹介いただきながらご説明いただきました。

後半は移転登録を例に実務書類を見ながらポイントをご説明いただき、最後は実際に参加者とワークしながら申請書等を完成させていきました。

限られた時間ではありましたが、実務のイメージが掴めるよう工夫して下さったり、要点を上手くまとめて下さり、業務への心構えの点も含めてとても参考になったのではないかと思います。

講義終了後の懇親会では講師を囲んで終始和やかな雰囲気の中、盛会のうち終了となりました。今回の講義が参加した会員の皆様にとって有意義な機会となれば幸いです。

東名支部　土地利用部研修会

会報委員　服部　弘美

日　時　令和５年２月11日㈯
　　午後２時30分～４時50分
場　所　尾張旭市中央公民館
　　勤労青少年ホーム102会議室
講　師　日比野　慎会員
テーマ　『農地法第５条届出書（実務編）』
出席者　15名

東名支部土地利用部主催の研修会が２月11日㈯に開催され、15名の支部会員が参加しました。

研修会の講師は、当支部の土地利用部部長の日比野慎会員が務められました。

今回は「農地法第５条届出書（実務編）」をテーマに農地法第５条第１項７号届出書の作成を「一般の市街化区域内」「区画整理事業区域内」に分けてご講義くださいました。

前半は提出要領を地域ごと（守山区、瀬戸市、尾張旭市、長久手市）にまとめて下さった資料をもとに届出書作成にあたっての確認事項等の説明をしてくださいました。

後半は「一般の市街化区域内」「区画整理事業区域内」それぞれの届出に必要な書類の作成例一式を配付してくださり、作成時のポイント、注意点などを交えて教えていただきました。

講義後に設けられた質疑応答の時間においても、多数の質問や意見交換がなされましたが、すべての質問に快く丁寧にこたえてくださいました。

土地利用業務に取り組む会員への日比野会員の心遣いが随所に感じられ、大変気づきの多い有意義な研修会となりました。

中央支部　令和４年度第２回法人経営業務部会研修会

会報委員　梅村　晃士

日　時　令和５年２月21日㈫
　　午後２時～４時
場　所　愛知県行政書士会館　３階会議室
講　師　愛知県中警察署　生活安全課　ご担当者様
テーマ　『生活安全課に係る許可申請の窓口での適正な手続きについて』
出席者　28名

中央支部での令和４年度第２回法人経営業務部会研修会は愛知県中警察署生活安全課のご担当者様をお招きして、『生活安全課に係る許可申請の窓口での適正な手続きについて』をテーマに講義をしていただきました。

まず講義の前半は風営法の沿革や目的をお話しいただいた後、許可の種別や用語についてわかりやすくご説明いただきました。次に営業所等の構造設備と営業者の人的基準についてお話しいただきました。中でも営業所等の客室や面積について実務でよくある例を参考に図面を用いて詳細にご説明いただきました。

講義の後半は窓口での適正な手続きについて実際の申請書類を見ながら細かい点についてご説明いただきました。特に図面の書き方についてより見やすい表記方法をアドバイスいただきました。そして事前質問の回答をいただいた後、最後に古物営業法について改正点を整理しながらご説明いただきました。

限られた時間ではありましたが、とても濃い内容の講義となり、実務において良い参考になったのではないかと思います。

今回の講義が参加した会員の皆様にとって有意義な機会となれば幸いです。またこの場をお借りしてご講義いただいた担当者様には厚く御礼申し上げます。

名古屋支部　２月・３月常設無料相談会

会報委員　川津　拓也

日　時　令和５年２月21日㈫
　　午後１時～４時
　　令和５年３月21日㈫
　　午後１時～４時
場　所　中村生涯学習センター
相談員　合計８名

名古屋支部では中村生涯学習センターにて毎月第三火曜日に常設無料相談会を開催しており、令和５年２月と３月も予定通りに開催致しました。

相談件数は平月並みとなり、前回の12月と１月は年末年始という事で相談件数が減っており、その分が戻ってきた形となりました。

相談内容としましては３分の２が相続や遺言に関する内容でありました。この点は以前から変わらず、身近な悩みとして多いテーマなのかと思います。

その他としては古物商許可、業者との契約の解除についてなどの相談がありました。

古物商許可について興味を持たれる方が増えてきている印象を受けますが、いざ申請となるとどうすれば良いか分からないという方も多いのではないかと思います。

また、業者との契約を解除したいという相談は契約書の文言が難しくて理解できない、本当に自分の解釈通りで良いか不安であるといった内容でありました。日常生活を送る上でやはり何かしらの契約を結ぶ場面はありますし、それを巡ってのトラブルが発生したりもします。

こういった日常生活に纏(まつ)わる相談もしていただけるとより社会貢献の一端になれるかと思います。

知多支部　支部研修旅行 山笑う里でいちご狩り

知多支部　加藤　大使

日　時　令和５年２月25日㈯
　　午前９時30分～11時30分
場　所　山笑う里（知多郡美浜町）
参加者　95名

知多支部では、昨年度に引き続きいちご狩り体験を行いました。風の冷たい日でしたが、お天気に恵まれ、ハウス内はぽかぽかと温かく、一足早い春の訪れを感じられる行事となりました。

山笑う里では５種類のいちごを栽培しており、濃厚な甘酸っぱさの味わえる「よつぼし」、甘みが強くしっかりとした食感が楽しめる「すず」、口当たりがよく果汁の豊富な「あきひめ」、ほっぺが落ちるような美味しさの「紅ほっぺ」、ビタミンＣが豊富に含まれる「おいＣベリー」それぞれの違いを楽しむことができます。

また、熟し方によって甘さがことなり、会員やご家族の皆様も、自分好みのいちごを探して楽しんでおりました。

美浜町の温暖な気候と豊富な日射量で育った摘みたてのいちごは、どれもとても美味しく、皆様から笑顔がこぼれる和やかな雰囲気の中、私もたくさんのいちごをいただくことができました。

また、山笑う里の道路向かいにある運営会社を同じくするえびせんべいの里のえびせんべいもお土産にいただき、甘いいちごの後の塩気のきいたえびせんべいはとても風味豊かでいつもにまして美味しく感じました。

この度は、多くの方にご参加、ご協力いただきまして、感謝申し上げます。

これからも会員同士、またそのご家族も含む温かい交流の場として、このような行事を続けていけたら何よりだと思います。

ちょっとひと息 「品種登録」～その他編～

Q 適正なルートを通じて購入した登録品種の種苗を販売する場合、育成者権者の許諾が必要ですか。また、販売以外の利用に当たっては許諾が必要ですか。

A 育成者権者やその許諾を受けた者によって販売された種苗または収穫物については、通常その再販売等の利用行為に対し改めて育成者権者の許諾を必要としません。

しかしながら、その種苗を生産（増殖）したり、種苗又は収穫物を最終消費用以外の目的でUPOV非加盟国等当該品種の属する植物について保護を認めていない国に輸出する場合には、改めて育成者権者の許諾が必要となります。

また、種苗法に基づいて輸出制限又は生産地域制限の届出がされた登録品種については、育成者権者又はその許諾を受けた者によって譲渡（販売）された種苗であっても、届出において指定された国以外の国への種苗の輸出（最終消費用以外の目的による収穫物の輸出も同様）又は届出において指定された地域以外の場所における収穫物の生産には、育成者権が及ぶことになります。「指定国なし」として輸出制限がされている場合には、全ての国への輸出に育成者権が及ぶこととなります。

登録品種に輸出制限又は生産地域制限がされているかどうかについては、登録品種の種苗の販売時等にその制限内容の表示が義務付けられているほか、流通品種データベースで確認することができます。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

中央支部　令和４年度第２回国際私法業務部会研修会

中央支部　後藤　剛志

日　時　令和５年３月３日㈮
　　午後５時30分～７時30分
場　所　名古屋東生涯学習センター２階第３集会室
講　師　中央支部　川村　浩史会員
テーマ　『派遣会社に雇用されている外国人の在留手続きについて』
出席者　28名

令和４年度第２回国際私法業務部会の研修は、『派遣会社に雇用されている外国人の在留手続きについて』をテーマとして、当支部の川村浩史会員に講義をしていただきました。

まず、今回のテーマについては、入管法の知識に加え、労働者派遣法の規定にも注意が必要となり、より広い法的知識が必要な分野であると指摘がありました。

さらに、派遣元会社と派遣先会社の利害は必ずしも一致しないため、両者の協力を得ながら業務を進めるには、調整役としての行政書士の手腕が試される難しい業務分野となります。

講義中では、入管法令の条文の説明に加え、川村会員の経験に裏付けされた一般には公開されていない必要書類の紹介もあり、これから在留手続き業務を始める方にとって、価値ある情報を得ることができたのではないかと感じました。

広い視野を持ち、豊富な経験をお持ちの川村会員の講義は、実務に直結する有益な情報を得られる有意義な機会となりました。

研修会の後は、懇親会が開催され、川村会員の人柄の良さも感じられる楽しい時間となりました。

中央支部　令和４年度第２回支部研修会

中央支部　小林　幸弓

日　時　令和５年３月10日㈮
　　午後４時～５時
場　所　ライブ配信
講　師　中央支部　小泉　友会員（弁護士）
テーマ　『行政書士倫理研修』
出席者　17名

中央支部の令和４年度第２回支部研修会は、中央支部会員で弁護士の小泉友会員を講師にお招きし、「行政書士倫理」をテーマに講義をしていただきました。

はじめに、行政書士法第１条（目的）や「行政書士倫理綱領」といった基本を確認することから始まり、懲戒について行政書士法や愛知県行政書士会会則等にどのような処分が定められているのかを確認しました。

次に、具体的な懲戒事例を①業際抵触事例、②虚偽申請・違法行為事例、③誠実履行義務、信用・品位確保義務違反、④不適正業務事例の４つに分類し、その傾向と気を付けるべき点について解説していただきました。知識不足や依頼者との信頼関係喪失といった懲戒事由の発生原因、依頼者への報連相や書面化など事前予防・事後対応について、講師のこれまでの経験談を交えながら具体的にお話しいただきました。

講義全体を通じて大変分かりやすく、かつ身の引き締まる思いがする内容でした。会員の皆さまにとって、日々の業務の中でどのような点に気をつけ、行政書士としてどのような言動が相応しいのかを改めて考える機会になったと思います。

中央支部　令和４年度新入会員研修会

中央支部　小林　幸弓

日　時　令和５年３月10日㈮
　　午後３時～５時
場　所　愛知県行政書士会館　２階会議室
講　師　第１部：中央支部幹事
　　第２部：中央支部　小泉　友会員（弁護士）
テーマ　第１部：『新人研修』　第２部：『倫理研修』
出席者　22名

令和２・３・４年度に行政書士登録した新入会員を対象に、令和４年度新入会員研修会を開催いたしました。

前半は、八十川支部長より中央支部の概要や支部の行事・研修・業務部会など支部の活動内容について説明があった後、幹事の自己紹介、新入会員の自己紹介と続きました。誰がどのような業務を行っているかを共有することができ、休憩時間には名刺交換をする姿も多く見られました。

後半は、中央支部会員で弁護士の小泉友会員による倫理研修を行いました。この内容は新入会員以外にもライブ配信され、多くの会員が受講しました。具体的な懲戒事例や講師の経験談を交えて講義は進み、日々の業務の中でどのようにトラブルを予防するか、また万が一トラブルが生じた際にはどのように対応するかなどの具体的なお話は、新入会員にはとても参考になったのではないかと思います。

研修会後には講師を囲んで懇親会が行われ、会員同士の交流を深めることができました。コロナ禍に登録した会員の方も多く、今後も支部の活動を通じて、行政書士として知識の研鑽と倫理の保持に努めていただければ幸いです。

昭和支部　３月無料相談会と相続・遺言セミナー

会報委員　中津留　太郎

日　時　令和５年３月15日㈬
　　午後１時30分～４時５分
場　所　天白区役所３階第一会議室、相談室
講　師　昭和支部　戸田　吉隆会員
テーマ　『よくわかる相続』
出席者　７名

今回のセミナーは、相続分野にも精通されている戸田吉隆会員に講師を務めていただき、相続に関する手続きとスケジュールを解説していただきました。相談者一人一人に話しかけているような口調で、とてもやさしい雰囲気のセミナーでした。

「相続に関するスケジュール」「自筆証書遺言の方式緩和」「法務局による自筆証書遺言の保管制度」「配偶者の保護（居住権）」と題するセミナー資料が配布されましたが、実際の相談事例において相談者との対話の中で説明している時のように、重要なポイントを参加者一人一人に向けて平易な言葉でお話いただきました。

セミナー後の個別の無料相談会は、６組すべて予約が埋まっており、キャンセル待ちが１組ありました。セミナー終了後すぐに相談ができるのは２組のみなので、残りの方には予約時間になるまでお待ちいただかなくてはなりません。

このように大変なご不便をおかけするにも関わらず、セミナーと相談会の両方にご参加くださるということは、それだけ真剣に考えていらっしゃるということがうかがえます。そのような方々のために行う支部活動の意義と必要性を改めて感じました。

事務局だより

■令和５年２月

１日㈬	岩井副会長、岡田常務理事　職務上請求書確認 八十川理事　封印払出書確認
２日㈭	子安理事　日行連ADR認証取得済単位会課題検討協議会出席 2022年度賃貸住宅の賃貸借契約に係る相談対応研修会開催 正副会長会開催
３日㈮	前田会長　日行連常任理事会出席 丁種封印事前研修開催 国際部打合せ開催 総務部打合せ開催
６日㈪	岡田常務理事　日行連特定行政書士制度推進担当者会議出席 部長会開催 新規登録受付 中部運輸局との意見交換会開催
７日㈫	西川相談役　日行連総合的な支援をコーディネイトする人材に係るヒアリング出席 吉川副会長　日行連第５回権利擁護推進委員会出席 新入会員基礎研修会開催 ADR手続説明会開催 ADR申込対応 新規登録受付
８日㈬	前田会長　日行連常任理事会出 国際部業務相談会開催 黒澤・川津常務理事　職務上請求書確認 ADR研修会開催
９日㈭	前田会長　日行連常任理事会出席 ADR手続実施者候補者のためのブラッシュアップ講座開催 小柳津副会長、川津常務理事、蓬田理事　入管業務におけるコンプライアンスと自己防衛のための知識に関する研修会出席 佐藤理事　封印払出書確認
14日㈫	西川相談役　日行連国際部門と近畿地協担当者との意見交換会出席 ADR運営委員会開催 本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所　くらしの行政・法律相談開催 会報３月号校正会議開催
15日㈬	名古屋出入国在留管理局管轄県会員を対象とした研修会開催 小柳津副会長　職務上請求書確認
16日㈭	佐藤理事　封印払出書確認
17日㈮	申請取次行政書士管理員会指定研修会開催 伊藤常務理事　親族調査書類確認 平松常務理事、子安理事、小林会員　名古屋市食品衛生部獣医務課来館対応 岩崎常務理事　職務上請求書確認 ホームページに関する打合せ開催
18日㈯	行政書士仕事説明会開催

■令和５年２月

20日㈪	職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 政連との打合せ開催 部長会開催 封印管理委員会開催 西堀・岩井副会長　名古屋市証明書交付センター訪問
21日㈫	岩井副会長　日行連オンラインセミナー「農水知財に関するシンポジウム」出講 ADR手続説明会開催 ADR第一回手続実施期日開催 ADR申込対応
22日㈬	土地利用部業務研修会開催 矢澤常務理事　職務上請求書確認 申請取次行政書士管理委員会開催 西堀副会長、森越常務理事　職務上請求書確認
23日㈭	柴田常務理事　神奈川会市民公開講座出席
24日㈮	経営事項審査要員面接開催 許可申請等受付補助要員面接開催 法務部会開催
27日㈪	司法書士会との意見交換会開催 伊福理事　南天白中学校法教育出講 親族調査要員考査開催
28日㈫	私法部会開催

■令和５年３月

１日㈬	前田会長　日行連常任理事会出席 私法部初心者向け研修会開催 岡田・黒澤常務理事　職務上請求書確認
２日㈭	前田会長　日行連常任理事会出席 自販連との懇話会開催 丁種封印契約説明会・基礎研修会開催 役員推薦委員会正副委員長事前打合せ会開催
３日㈮	黒澤常務理事、大野理事　愛知県警保安課訪問
４日㈯	公証人との遺言･相続無料相談会開催
６日㈪	新規登録受付 正副会長会開催 部長会開催
７日㈫	新規登録受付 ADR手続説明会開催 ADR申込対応 第１回役員推薦委員会正副委員長会議開催
８日㈬	新規登録受付 岩井副会長、川津常務理事　職務上請求書確認 河本理事　開発許可研修会出席
９日㈭	新規登録受付 政連との小連絡会開催 社労士会との意見交換会開催

■令和５年３月

10日㈮	前田会長　中地協理事会出席 矢澤常務理事　開発許可研修会出席
13日㈪	西川相談役　日行連自民党外国人労働者等特別委員会ヒアリング出席 監察委員会開催 監察委員会全体会議開催
14日㈫	本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所　くらしの行政・法律相談開催
15日㈬	特定ブラッシュアップ研修会開催 法務部会開催
16日㈭	親族調査要員連絡会開催 法人経営部会開催 小栁津副会長、矢澤常務理事　職務上請求書確認 綱紀委員会開催 経理部打合せ開催 八十川理事　封印払出書確認 小栁津副会長、伊藤常務理事　名古屋自由業団体第定例会出席
17日㈮	森越常務理事　日行連全国建設業担当者会議出席 吉川副会長　日行連木村草太東京都立大学法学部教授との勉強会出席 国際部相談員選考開催 中部地区申請取次行政書士管理委員会との意見交換会開催
22日㈬	登録証交付式 経理部会開催 岡田常務理事、森局長、安藤次長、兒玉職員　日行連倫理研修受講管理マニュアルに係る説明会出席 西堀副会長、森越・岩崎常務理事　職務上請求書確認 森越常務理事　県総務局長訪問 渡邊常務理事、山本理事　県総務局長訪問
23日㈭	申請取次行政書士管理委員会開催 西堀副会長、矢澤・平松常務理事　名古屋法務局地図整備課来館対応
24日㈮	部長会開催 理事会開催 幹事会開催
26日㈰	矢澤常務理事　名古屋市主催　空き家セミナー・相談会　講師派遣出席
27日㈪	第２回役員推薦委員会正副委員長会議開催 管轄長会議開催 八十川理事　封印払出書確認
28日㈫	伊藤常務理事　親族調査書類確認 会報５月号編集会議開催 建設環境部会開催 名古屋国際センター行政書士相談員委嘱状交付・打合せ開催 あいち外国人企業＆経営支援センター相談員委嘱状交付式開催 建設業許可申請等受付補助業務要員全体会議開催 経営事項審査補助業務要員必須連絡会開催
29日㈬	前田会長　日行連常任理事会出席 平松常務理事　親族調査書類確認
30日㈭	前田会長　日行連常任理事会出席
31日㈮	私法部研修会開催

会員の動向

令和５年４月１日現在
個人会員数　3,222人
法人会員数　85法人

新規登録入会者の紹介

登録番号　第23190198号
会員番号　第6757号
入会年月日　令和５年２月１日
氏　　名　吉田　拓哉

事務所　継人行政書士事務所
名古屋市西区花原町119番地の２
電話番号　050-1575-6475　所属支部　西北

登録番号　第23190202号
会員番号　第6761号
入会年月日　令和５年２月１日
氏　　名　原　　寛幸

事務所　宝神行政書士事務所
名古屋市港区宝神三丁目1915番地
電話番号　052-888-0573　所属支部　名古屋

登録番号　第23190199号
会員番号　第6758号
入会年月日　令和５年２月１日
氏　　名　日下部　裕子

事務所　たくふる行政書士事務所
岡崎市小針町二丁目８番地15
電話番号　0564-20-6879　所属支部　岡崎

登録番号　第23190203号
会員番号　第6762号
入会年月日　令和５年２月１日
氏　　名　吉田　知弘

事務所　行政書士よしだ事務所
あま市上萱津北ノ川67番地 コンフォース藤201号
電話番号　090-8073-8622　所属支部　海部

登録番号　第23190200号
会員番号　第6759号
入会年月日　令和５年２月１日
氏　　名　櫻井　信寿

事務所　ピヨポ行政書士事務所
名古屋市北区桝形町１丁目22 ノースラポール10E
電話番号　080-1594-9824　所属支部　西北

登録番号　第23190204号
会員番号　第6763号
入会年月日　令和５年２月１日
氏　　名　西村　文伸

事務所　行政書士西村法務事務所
名古屋市緑区兵庫二丁目507番地
電話番号　080-4223-4864　所属支部　名南

登録番号　第23190201号
会員番号　第6760号
入会年月日　令和５年２月１日
氏　　名　山田　　颯

事務所　山田颯行政書士事務所
名古屋市南区豊田五丁目５-20-１
電話番号　090-1725-7797　所属支部　名南

登録番号　第23190353号
会員番号　第6765号
入会年月日　令和５年３月１日
氏　　名　岩月　　淳

事務所　行政書士岩月事務所
豊田市住吉町丸山26番地
電話番号　0565-54-0334　所属支部　豊田

登録番号　第23190354号
会員番号　第6766号
入会年月日　令和５年３月１日
氏　　名　加藤　友子

事務所　村くも・行政書士事務所
名古屋市昭和区御器所二丁目16番３号 御器所ハイツ101
電話番号　052-883-2341　所属支部　昭和

登録番号　第23190355号
会員番号　第6767号
入会年月日　令和５年３月１日
氏　　名　潮田　雅代

事務所　もりおか行政書士事務所
豊橋市森岡町13番地の９
電話番号　0532-88-3490　所属支部　東三

登録番号　第23190356号
会員番号　第6768号
入会年月日　令和５年３月１日
氏　　名　榊山　玄基

事務所　榊山行政書士事務所
名古屋市名東区高針荒田209番地
電話番号　090-4213-1447　所属支部　中央

登録番号　第23190358号
会員番号　第6770号
入会年月日　令和５年３月１日
氏　　名　長﨑　和博

事務所　オフィスマイライフ行政書士事務所
安城市三河安城南町１丁目15番地８ サンテラス三河安城ビル６階605号室
電話番号　0566-71-5908　所属支部　碧海

退会者のお知らせ

令和５年４月１日現在

支部	氏　名	退会日
中央	村　田　輝　幸	令和５年１月23日
昭和	前　田　廣太郎	令和５年１月26日
中央	木　俣　充　弘	令和５年１月31日
西北	小　林　道　昌	令和５年１月31日
一宮	大　野　耕　一	令和５年１月31日
尾張	梶　田　恭　子	令和５年１月31日
東三	太　田　二　郎	令和５年２月１日
新城	滝　川　充　洋	令和５年２月３日
豊田	柴　田　正　雄	令和５年２月６日
尾張	片　岡　有　加	令和５年２月８日
碧海	平　岩　正　久	令和５年２月28日
東三	大　谷　敏　正	令和５年２月28日
昭和	長谷川　鎮　治	令和５年３月１日
東三	土　生　周　宙	令和５年３月２日
東三	廣　濵　光　隆	令和５年３月10日
一宮	齊　藤　貴　士	令和５年３月14日
岡崎	橋　本　幸　夫	令和５年３月15日
西尾	水　野　芳　和	令和５年３月20日
中央	土　屋　範　郎	令和５年３月31日
中央	染　木　満　則	令和５年３月31日
中央	高　橋　佳　代	令和５年３月31日
名古屋	小　川　　進	令和５年３月31日
昭和	紀　本　裕　子	令和５年３月31日
東名	江　尻　孝　弘	令和５年３月31日
尾張	落　合　育　廣	令和５年３月31日
一宮	岡　﨑　幸　子	令和５年３月31日
海部	蓮　見　利　一	令和５年３月31日
知多	齋　藤　充　克	令和５年３月31日
知多	廣　澤　　林	令和５年３月31日
知多	鈴　木　直　美	令和５年３月31日
豊田	水　野　雅　行	令和５年３月31日
西尾	大　竹　茂　暉	令和５年３月31日
碧海	土　井　貴　仁	令和５年３月31日
東三	高　橋　　章	令和５年３月31日
東三	堀　井　　光	令和５年３月31日
東三	中　野　　聡	令和５年３月31日

新規法人登録入会の紹介

法人番号	第2303201号
会員番号	第H105号
入会年月日	令和４年12月28日
法人の名称	行政書士法人HRM
主たる事務所の名称	行政書士法人HRM
主たる事務所	岡崎市美合町字南屋敷23番地
主たる事務所電話番号	0564-64-2949
所属支部	岡崎

法人番号	第2303301号
会員番号	第H106号
入会年月日	令和４年５月２日
法人の名称	グロースリンク行政書士法人
主たる事務所の名称	グロースリンク行政書士法人
主たる事務所	名古屋市中村区平池町四丁目60番地の12グローバルゲート19階
主たる事務所電話番号	052-587-3036
所属支部	名古屋

法人番号	第1603308号
会員番号	第H107号
入会年月日	令和５年１月４日
法人の名称	行政書士法人F&Partners
主たる事務所の名称	行政書士法人F&Partners　滋賀事務所
主たる事務所	滋賀県草津市野村一丁目２番16号
主たる事務所電話番号	077-596-3236
従たる事務所の名称	行政書士法人F&Partners　名古屋事務所
従たる事務所	名古屋市中区栄二丁目６番１号地
従たる事務所電話番号	052-990-1706
所属支部	中央

法人会員の変更案内

法人番号	第1804601号
会員番号	第H52号
法人の名称	行政書士法人トヨハシ
主たる事務所の名称	行政書士法人トヨハシ
使用人（雇用）	永田　文子
使用人（退職）	永田　文子
変更事由	使用人の雇用、使用人の退職
所属支部	東三

法人番号	第2108401号
会員番号	第H76号
法人の名称	行政書士法人ウィル
主たる事務所の名称	行政書士法人ウィル
主たる事務所所在地	名古屋市守山区下志段味二丁目1104番地
変更事由	事務所所在地
所属支部	東名

法人番号	第2109601号
会員番号	第H78号
法人の名称	行政書士法人スペースGROUP
主たる事務所の名称	行政書士法人スペースGROUP
変更事由	事務所名称
所属支部	中央

法人番号	第2211401号
会員番号	第H97号
法人の名称	行政書士法人相続の窓口
主たる事務所の名称	行政書士法人相続の窓口
従たる事務所の名称	行政書士法人相続の窓口　大曽根支店
社員（脱退）	西田　摩里子
変更事由	従たる事務所の廃止、社員の脱退
所属支部	名南

法人番号	第1302703号
会員番号	第H53号
法人の名称	行政書士法人NCP
従たる事務所の名称	行政書士法人NCP　名古屋事務所
従たる事務所所在地	名古屋市中区錦一丁目５番32号アーク錦ビルディング７階
従たる事務所の名称	行政書士法人NCP　豊橋事務所
従たる事務所所在地	豊橋市駅前大通二丁目81番地emCAMPUS　EAST４階
使用人（退職）	田中　朱々香
社員（加入）	田中　朱々香
変更事由	使用人の退職、社員の加入
所属支部	中央

法人番号	第1603301号
会員番号	第H107号
法人の名称	行政書士法人F&Partners
従たる事務所の名称	行政書士法人F&Partners　名古屋事務所
従たる事務所所在地	名古屋市中区栄二丁目６番１号
使用人（雇用）	吉田　幸寛、長谷　知美、小幡　佳弘
社員（加入）	淺井　美樹
変更事由	使用人の雇用、社員の加入
所属支部	中央

法人番号	第2102601号
会員番号	第H72号
法人の名称	行政書士法人F&PartnersCENTRAL
主たる事務所の名称	行政書士法人F&PartnersCENTRAL
主たる事務所所在地	名古屋市中区栄二丁目６番１号
使用人（退職）	吉田　幸寛、長谷　知美、小幡　佳弘
社員（脱退）	淺井　美樹
変更事由	法人の退会（吸収合併）、使用人の退職、社員の脱退
所属支部	中央

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	竹田　勲	名古屋市千種区桜が丘210番地	464-0025		事務所所在地
中央	佐藤　誠	名古屋市千種区今池南29番10号 川島第二ビル501号	464-0851		事務所所在地
中央	黒宮　正美	名古屋市中区大須３丁目14番55号 ネオハイツ大須1305号	460-0011	052-241-9638	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	淺井　美樹 行政書士法人F&Partners 名古屋事務所				事務所名称
中央	杉山　隆英	名古屋市中区栄三丁目７番13号 コスモ栄ビル２階	460-0008		事務所所在地
中央	印東　宏紀	名古屋市東区白壁１丁目45番 白壁ビル711	461-0011		事務所所在地
中央	山本　正宏	名古屋市中区大須一丁目７番５号 アクセス175　５階Ａ号室	460-0011		事務所所在地
中央	JACKSON JEFFREY PAUL				単位会変更(東京会へ)
中央	山本　章太	名古屋市中区大須一丁目７番５号 アクセス175　５階Ａ号室	460-0011		事務所所在地
中央	水野　龍一			080-1418-7814	事務所電話番号
中央	石田　大祐 行政書士法人スペースGROUP				事務所名称
中央	伊藤　一真 ウィステリア国際行政書士事務所				事務所名称
中央	立松　将嵩 行政書士法人スペースGROUP				事務所名称
中央	吉田　幸寛 行政書士法人F&Partners 名古屋事務所				事務所名称
中央	長谷　知美 行政書士法人F&Partners 名古屋事務所				事務所名称
中央	小幡　佳弘 行政書士法人F&Partners 名古屋事務所				事務所名称
名古屋	鶴田　幸久 グロースリンク行政書士法人				事務所名称
名古屋	水野　祐志 ミライズ行政書士事務所	名古屋市中村区名駅三丁目４番10号 アルティメイト名駅１st ８階	450-0002		事務所名称、 事務所所在地

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
名古屋	中井　玲	名古屋市中村区名駅五丁目４番14号 花車ビル北館１階	450-0002		事務所所在地
名古屋	大口　千枝 行政書士大口千枝	名古屋市中村区松重町４番55号 レーベン名古屋松重町GRANDAUBE1208号	450-0004	090-3947-6018	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	伊東　秀明	名古屋市中村区名駅３丁目25番３号 大橋ビル12階	450-0002		事務所所在地
名古屋	星野　瑠夏	名古屋市中村区中島町４丁目18番地の４	453-0022	052-700-4640	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	黒山　聖也 行政書士黒山事務所	名古屋市港区川間町１丁目238番地の２ (グランドヒルズⅠ401号)	455-0076	052-307-6616	単位会変更(石川会より)
昭和	寺西　万実 てらにし行政書士事務所	名古屋市昭和区山脇町一丁目18番地	466-0063	080-3687-8166	単位会変更(大阪会より)
名南	塚田　貴士			052-990-3172	事務所電話番号
名南	大島　淳司 行政書士つむぐ相続法務事務所	名古屋市瑞穂区瑞穂通八丁目９番地１ 新瑞センタービル３階	467-0806	052-602-5551	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名南	高柳　孝吉	名古屋市緑区大清水二丁目308番地	458-0805	052-613-8922	事務所所在地、 事務所電話番号
東名	永井　望務 行政書士森浩昭事務所	名古屋市守山区下志段味五丁目1616番地	463-0003		事務所名称、 事務所所在地
東名	中道　真志	名古屋市守山区下志段味二丁目1104番地	463-0003		事務所所在地
尾張	松島　宏			0568-55-1315	事務所電話番号
尾張	杉浦　譲 ハピナス行政書士事務所				事務所名称
海部	佐野　太一			052-990-2153	事務所電話番号
知多	三輪　誠一 行政書士三輪誠一事務所	知多市新知東町三丁目44番地12	478-0065	0562-77-9243	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
知多	田畑　智美	半田市本町四丁目40番地	475-0871	0569-89-8525	事務所所在地、 事務所電話番号
岡崎	金岩　正雄 行政書士事務所まさおのステッキ	岡崎市久後崎町字郷西９番地２	444-0851	090-6797-3950	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
岡崎	佐々木　龍一 佐々木龍一行政書士事務所	岡崎市柱二丁目５番地１　鳥ビル３D	444-0837	0564-77-7249	事務所所在地、 事務所電話番号
岡崎	安藤　瑛美 行政書士法人HRM			0564-64-2949	事務所名称、 事務所電話番号

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
豊田	吉川　英良			050-6875-0467	事務所電話番号
西尾	牧野　　格	西尾市吉良町吉田上浜７番地11	444-0516	0563-33-4558	事務所所在地、 事務所電話番号
碧海	正木　浩司	碧南市栄町三丁目41番地	447-0877		事務所所在地
碧海	鈴木　英郎	安城市東端町明和81番地	444-1213		事務所所在地
東三	青山　貴洋	豊橋市牛川通二丁目10番地２	440-0011		事務所所在地
東三	山本　真基	豊橋市牛川通二丁目10番地２	440-0011		事務所所在地
東三	岩瀬　貴昭 行政書士岩瀬行政法務事務所				事務所名称
東三	永田　文子 永田行政書士事務所	豊橋市飯村南一丁目２番地11	440-0835		事務所名称、 事務所所在地
東三	丸井　康弘	豊川市平尾町深田67番地５	442-0863		事務所所在地
東三	田中　朱々香 行政書士法人NCP　豊橋事務所	豊橋市駅前大通二丁目81番地 emCAMPUSEAST４階	440-0888		事務所名称、 事務所所在地

ご逝去会員のお知らせ

昭和支部	伊　藤　　博　会員	令和４年12月30日ご逝去	（享年76歳）
中央支部	吉　野　英　次　会員	令和５年１月23日ご逝去	（享年89歳）
東三支部	斉　藤　　忠　会員	令和５年１月29日ご逝去	（享年77歳）
尾張支部	稲　垣　紀　光　会員	令和５年１月31日ご逝去	（享年71歳）
岡崎支部	市　川　　勇　会員	令和５年２月６日ご逝去	（享年74歳）
昭和支部	大　村　雅　人　会員	令和５年２月26日ご逝去	（享年71歳）
名南支部	大松澤　光　敏　会員	令和５年２月26日ご逝去	（享年76歳）

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申しあげます。

愛知県行政書士会
会長　　前　田　　望

COSMOS通信５月号

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

セミナー・相談会の開催報告

日　　時　令和５年２月２日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
　　（愛知県大府市）
相 談 会　相談員　吉川副支部長　西村　伸会員
　　相談者　３名

日　　時　令和５年２月９日㈭　午後１時30分～４時
場　　所　小牧市役所
相 談 会　相談員　丹羽　友道会員　西原　公正会員
　　相談者　２名

日　　時　令和５年２月15日㈬　午後１時～４時
場　　所　犬山市役所
相 談 会　相談員　土井　正人会員　松井　俊幸会員
　　相談者　３名

日　　時　令和５年２月26日㈰　午前10時～正午
場　　所　名東福祉祭り
相 談 会　相談員　日下監事　山下　須美子会員
　　相談者　10名

日　　時　令和５年３月２日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
　　（愛知県大府市）
相 談 会　相談員　平松支部長　金岩　正雄会員
　　相談者　２名

日　　時　令和５年３月８日㈬　午後１時～３時30分
場　　所　豊橋総合福祉センターあいとぴあ
寸　　劇　劇団コスモスあいちによる寸劇
セミナー　成年後見セミナー
　　参加者：75名
講　　師　平松支部長
相 談 会　相談員：平松支部長　伊福副支部長
　　佐野相談部長　清水　良枝会員
　　熊谷　浩幸会員　森田　哲也会員
　　村下　郁澄会員
　　内原　倫太郎会員　水野　悠会員
　　東　芳幸会員
　　相談者：11名

日　　時　令和５年３月14日㈫　午後１時～３時
場　　所　北名古屋市東庁舎
相 談 会　相談員　山野　伊紀会員　池山　正彦会員
　　相談者　２名

日　　時　令和５年３月16日㈭　午後１時～３時
場　　所　扶桑町老人憩いの家
相 談 会　相談員　山口　勝司会員　池山　正彦会員
　　相談者　２名

日　　時　令和５年３月22日㈬　午後１時～４時
場　　所　レディヤンかすがい
相 談 会　相談員　西原　公正会員
　　相談者　３名

セミナー・相談会の開催予定

日　　時　令和５年５月８日㈪　午後１時～４時
場　　所　岩倉市役所市民相談室
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年５月11日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
　　（愛知県大府市）
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年５月17日㈬　午後１時～３時
場　　所　犬山市役所会議室
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年６月１日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
　　（愛知県大府市）
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年６月８日㈭　午後１時30分～４時
場　　所　小牧市役所新庁舎２階
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年６月20日㈫　午後１時～３時
場　　所　北名古屋市西庁舎
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年７月６日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
　　（愛知県大府市）
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年７月６日㈭
　　午後１時30分～３時30分
場　　所　江南市役所西分庁舎
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年７月20日㈭　午後１時～３時
場　　所　扶桑町いこいの家
相 談 会　成年後見等無料相談会

※尚、日程等は中止及び変更になる場合があります。

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の２週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。
申込先　　コスモスあいち事務局
　　TEL　052－908－3022

あとがき

私の春は毎年目のかゆみとくしゃみとともに到来します。このあとがきを書いている３月の半ば、少しずつ街中の花のつぼみがほころび始め、空気がゆるんでいくのを感じるとともに、花粉症の辛さが身に沁みています。会報が皆さまのお手元に届くのは５月、新しい年度を迎え、新たな気持ちで仕事に臨んでいる方も多いのではないでしょうか。個人事業主になると、ともすれば区切りのない毎日の中、ふと目に留まった街中の花や人々の雰囲気で新たな季節の到来を感じたりしています。昨年度の試験に合格した方が会員登録をし始める時期でもあり、私も自分の仕事を見つめなおそうと決意を新たにしているところです。

広報部　鈴木　里佳

《今月の表紙》　「曼陀羅寺公園の藤」

曼陀羅寺公園は尾張の古刹曼陀羅寺の隣にあり、藤を始めとした様々な花を楽しむことの出来る公園です。毎年４月下旬から５月上旬にかけて、広さ4700㎡、最長75mの藤棚に早咲きから遅咲きまで、約11種類の藤が紅、紫、白と色鮮やかに咲き誇ります。

同時期に「こうなん藤まつり」が開催され、色鮮やかな藤とともに華やかなイベントも楽しめます。

提供元：江南市観光協会

会報318号　担当

広報部	担当副会長	小柳津えみ
	部長	伊藤　直仁
	次長	水野　悠
	部員	鈴木　里佳
	部員	中村　修一
会報委員会	委員長	長峰　均
	副委員長	森　優子
	本号担当委員	
	（表紙）	森　優子
	（会員訪問記）	鈴木　達也

会報318号　令和５年５月１日発行

発行人　前田　望
編集人　伊藤　直仁

発行所　愛知県行政書士会
〒461-0004
名古屋市東区葵一丁目15番30号
TEL〈052〉931-4068（代）
FAX〈052〉932-3647
E-mail info@aichi-gyosei.or.jp
http://www.aichi-gyosei.or.jp
印刷所　日大印刷株式会社

愛知県行政書士会　令和5年度第73期定時総会

日程 令和5年5月30日（火）

場所 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋

愛知県行政書士政治連盟　令和5年度定期大会

日程 令和5年5月30日（火）定時総会終了後

場所 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋

※案内は議案書と一緒に封書で送ります。
※会員証を名札としますので、ケースに入れてご持参ください。

新型コロナウイルスの影響拡大で変更になる事があります

行政書士ADRセンター愛知

自転車事故に関する紛争※

・自転車と自転車の衝突
・自転車と歩行者との衝突
・自転車が引き起こした物損事故
*自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。

居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

・敷金精算に関する紛争
・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争

愛護動物（ペットその他の動物）に関する紛争※

・ペットによる噛みつき、引っかき事故
・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
・血統書付きのペットの売買に関する紛争
・ペットの鳴き声をめぐる紛争
・猫へのエサやりに関する紛争

外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

・外国人に対する職場ハラスメント
・外国人の職場での待遇についての不満
・外国人の就学者に対するいじめ
・外国人就学者から学校へのクレーム
*職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

a）運営主体：愛知県行政書士会（所管）：
　行政書士ADRセンター愛知運営委員会
b）実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
c）実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号
　愛知県行政書士会館
d）実　施　日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
　（祝日・休日・年末・年始は休み）

●当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。（認証番号No.62）
●当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
●当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021

●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分